

議第1522号

白山都市計画道路の変更（石川県決定）

1. 都市計画道路中 1・2・1号森本松任線ほか35路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長(m)	構造形式	車線の数	幅員(m)	
自動車専用道路	1・2・1	大河端松任線	白山市中新保町	白山市乾町	白山市福増町 五歩市町	約 3,460	嵩上式	4車線	33	JR 北陸本線及び北陸新幹線と立体交差 北陸自動車道と立体交差 幹線街路と立体交差 3箇所	
	なお、次の幹線道路との交差部に出入口を設ける。 松任小松線、金沢鶴来線、金沢小松線、横江松本線										
幹線街路	3・2・1	松任小松線	白山市田中町	能美郡川北町朝日ル	白山市乾町 能美郡川北町橋	約 11,760	地表式	4車線	23 (23~46m)	自動車専用道路大河端松任線と立体交差 幹線街路金沢鶴来線と立体交差 幹線街路水島美川大橋線と立体交差 幹線街路と平面交差 6箇所	
	車線数の内訳		4車線			約 7,480					
			6車線			約 4,280					
	3・2・2	金沢鶴来線	白山市中新保町	白山市白山町	白山市福増町 五歩市町 乾町 七原町 井口町 鶴来水戸町	約 14,980	地表式	4車線	32 (16~50m)	JR 北陸本線及び北陸新幹線と立体交差 北陸自動車道と立体交差 幹線街路松任小松線と立体交差 幹線街路と平面交差 8箇所	
	車線数の内訳		2車線			約 4,000					
			4車線			約 10,980					
	3・3・3	横江松本線	白山市横江町	白山市松本町	白山市宮永町	約 9,290	地表式	4車線	25 (23~25)	自動車専用道路大河端松任線と立体交差 幹線街路と平面交差 6箇所	
	3・3・4	末松徳光線	白山市木津町	白山市徳光町	白山市三浦町 倉光町 千代野	約 7,140	地表式	4車線	25 (16~25)	JR 北陸本線及び北陸新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差 9箇所	
	車線数の内訳		2車線			約 2,000					
			4車線			約 5,140					
3・4・5	旭工業団地線	白山市旭丘一丁目	白山市旭丘四丁目	白山市旭丘二丁目 旭丘三丁目	約 1,890	地表式	2車線	16	—		
3・4・7	福正寺竹松線	白山市福正寺町	白山市竹松町	白山市成町	約 6,280	地表式	2車線	16 (10.5~22)	JR 北陸本線及び北陸新幹線と立体交差 幹線道路成北安田線と立体交差 幹線街路と平面交差 10箇所		
車線数の内訳		2車線			約 4,830						
		4車線			約 1,450						

幹線 街路	3・4・11	相木線	白山市 相木町	白山市 相木町		約 770	地表式	2 車線	16	幹線街路と 平面交差 3 箇所	
	3・4・12	中成下成線	白山市 北成町	白山市 中成二丁目		約 770	地表式	2 車線	16	幹線街路と 平面交差 3 箇所	
	3・4・13	松任駅倉光線	白山市 西新町	白山市 倉光一丁目	白山市 古城町	約 1,310	地表式	2 車線	21 (12~21)	幹線街路と 平面交差 4 箇所	
		構造形式の内訳	なお、白山市西新町、殿町地内に約 7,500 m <sup>2</sup> の駅前広場を設ける。								
	3・4・15	千代野環状線	白山市 千代野東五丁目	白山市 千代野東五丁目		約 1,800	地表式	2 車線	16	幹線街路と 平面交差 2 箇所	
	3・4・17	北安田千代野線	白山市 北安田町	白山市 北安田町 西二丁目		約 610	地表式	2 車線	16	幹線街路と 平面交差 3 箇所	
	3・4・18	四十万曾谷線	金沢市 四十万町は	白山市 曾谷町口		約 740	地表式	2 車線	16	幹線街路と 平面交差 1 箇所	
	3・4・19	松本美川大橋線	白山市 松本町	白山市 美川南町ヲ	白山市 平加町、蓮池町 美川永代町	約 4,020	地表式	2 車線	16 (12~16)	幹線街路と 平面交差 6 箇所	
	3・4・20	平加長屋線	白山市 平加町リ	白山市 長屋町	白山市 手取町	約 1,550	地表式	2 車線	16 (16~22)	JR 北陸線と 立体交差 幹線街路と 平面交差 4 箇所	
	3・4・21	木曾街道線	白山市 美川中町ソ	白山市 湊町己	白山市 美川南町	約 2,820	地表式	2 車線	16 (12~16)	幹線街路と 平面交差 3 箇所	
	3・4・22	水島美川大橋線	白山市 水島町	白山市 美川南町ヲ	白山市 美川本吉町 長屋町	約 3,380	地表式	2 車線	16 (12~16)	JR 北陸線と 立体交差 幹線街路松任小松 線と立体交差 幹線街路と 平面交差 2 箇所	
	3・4・23	湊小松線	白山市 湊町ヌ	白山市 湊町リ		約 340	地表式	2 車線	16	幹線街路と 平面交差 1 箇所	
	3・4・24	白山郷公園通り線	白山市 明島町山	白山市 鶴来本町 四丁目チ	白山市 月橋町 鶴来大国町	約 1,250	地表式	2 車線	16	北陸鉄道石川線と 平面交差 幹線街路と 平面交差 3 箇所	
	3・4・25	西鶴線	白山市 鶴来 大国町ロ	白山市 鶴来 大国町マ		約 960	地表式	2 車線	16 (8~16)	幹線街路と 平面交差 5 箇所	
	3・4・26	西裏線	白山市 鶴来 大国町ホ	白山市 鶴来 大国町オ		約 100	地表式	2 車線	16	幹線街路と 平面交差 2 箇所	
	3・5・27	金沢小松線	白山市 田中町	白山市 宮丸町	白山市 徳丸町	約 4,910	地表式	2 車線	15 (14~18)	自動車専用道路 大河端松任線と 立体交差 幹線街路と 平面交差 11 箇所	
	3・5・28	千代尼線	白山市 徳丸町	白山市 成町	白山市 布市町 中町	約 1,990	地表式	2 車線	14 (12~14)	幹線街路と 平面交差 6 箇所	
	3・5・29	恵比寿通り線	白山市 八ッ矢町	白山市 徳丸町	白山市 布市町	約 1,140	地表式	2 車線	12 (8~15)	幹線街路と 平面交差 4 箇所	
	3・5・35	安産美川駅線	白山市 手取町ケ	白山市 美川中町ソ		約 750	地表式	2 車線	12	幹線街路と 平面交差 2 箇所	
	3・5・36	大成湊線	白山市 湊町レ	白山市 湊町ラ		約 1,680	地表式	2 車線	12	JR 北陸線と 立体交差 幹線街路と 平面交差 2 箇所	
	3・5・42	山ノ手通り線	白山市 鶴来本町 四丁目ト	白山市 白山町カ	白山市 鶴来知守町 鶴来日詰町	約 3,730	地表式	2 車線	12	幹線街路と 平面交差 3 箇所	
	3・5・43	鶴来本町通り線	白山市 月橋町	白山市 鶴来新町レ	白山市 鶴来本町 四・三・二・一丁目	約 1,530	地表式	2 車線	12	幹線街路と 平面交差 6 箇所	
		構造形式の内訳	なお、白山市鶴来本町四丁目地内に約 1,390 m <sup>2</sup> の駅前広場を設ける。								
	3・5・46	鶴来金劔線	白山市 鶴来本町 三丁目ヲ	白山市 鶴来水戸町ノ	白山市 鶴来古町	約 420	地表式	2 車線	12 (8~12)	幹線街路と 平面交差 3 箇所	

	3・5・47	鶴来日吉 水戸町線	白山市 鶴来 日吉町ハ	白山市鶴来 水戸町二丁目	白山市 鶴来新町 鶴来古町	約 930	地表式	2 車線	12 (9.5~12)	幹線街路と 平面交差 3 箇所
	3・6・48	宮永 八ッ矢線	白山市 宮永町	白山市 八ッ矢町	白山市 新田町	約 2,350	地表式	2 車線	8 (8~15)	JR 北陸本線及び 北陸新幹線と 立体交差 幹線街路と 平面交差 3 箇所
区 画 街 路	7・7・3	鶴来新町 白山線	白山市 鶴来新町レ	白山市 白山町レ	白山市 鶴来今町	約 990	地表式	2 車線	7	幹線街路と 平面交差 2 箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

現在、白山市には都市計画道路が 63 路線存在し、総延長は約 117km である。そのうち約 49% (約 57km) が整備済み、約 12% (約 15km) が概成済み、約 8% (約 9km) が事業中である。一方、未着手区間が存在する路線は 36 路線あり、その総延長は全路線の総延長の約 31% (約 36km) (H22 末時点) である。

石川県では、市町村合併に伴い、「松任都市計画区域」、「美川都市計画区域」及び「鶴来都市計画区域」を一つの都市計画区域である「白山都市計画区域」として統合し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域統合に伴い、松任都市計画道路、美川都市計画道路、鶴来都市計画道路を白山都市計画道路とするなど都市計画道路名を変更するとともに、近年の社会情勢やまちづくりの方向性の変化に伴い、今後の道路整備を効果的に進めるため、交通処理や防災機能などの観点から検証し、63 路線 L=122.96km の追加・変更等の見直しを行うものである。

具体的には、1・2・1 号森本松任線については、接続する金沢都市計画道路の名称が「1・2・1 号森本松任線」から「1・2・1 号大河端松任線」に変更になることから、当該都市計画道路の名称についても「1・2・1 号森本松任線」から「1・2・1 号大河端松任線」に変更する。併せて、車線数を決定する。

3・2・1 号松任小松線と 3・3・12 号松任小松線は統合し、白山都市計画道路 3・2・1 号松任小松線とする。併せて、車線数を決定する。

3・3・2 号金沢鶴来線と 3・2・1 号金沢鶴来線は統合し、白山都市計画道路 3・2・2 号金沢鶴来線とする。

3・3・22 号横江徳光線については、松任地区と美川地区を結ぶ主要幹線道路として、今回、都市計画道路として、新たに徳光町地内から松本町地内までの区間を追加し、地域間交流を促進する道路ネットワークの形成を図るものである。また、名称を「3・3・22 号横江徳光線」から「3・3・3 号横江松本線」に変更し、併せて、車線数を決定する。

3・4・4 号平加長屋線については、長屋町地内において、道路ネットワークの形成を図るため、3・4・22 号水島美川大橋線 (現 3・4・17 号美川大橋水島線) まで延伸する。また、名称を「3・4・4 号平加長屋線」から「3・4・20 号平加長屋線」に変更し、併せて、車線数を決定する。

3・5・3 号金沢小松線については、田中町地内から五歩市町地内において、歩行者や自転車の交通量が多いことから歩道を拡幅するとともに、沿道の停車需要が少ないことから路肩を縮小し、総幅員を 15m から 14m に変更する。また、名称を「3・5・3 号金沢小松線」から「3・5・27 号金沢小松線」に変更する。

3・5・7 号千代尼線については、徳丸町地内において、(都) 徳丸線の廃止に伴い、道路ネットワークが寸断されることから道路網の形成を図るため、(都) 松任小松線 (国道 8 号) まで延伸する。また、当該区間が通学路指定区間で歩行者数が多いことから、歩道を両側に設置するものとし、総幅員を 12m とする。また、名称を「3・5・7 号千代尼線」から「3・5・28 号千代尼線」に変更し、併せて、車線数を決定する。

3・5・6 号恵比寿通り線については、八ッ矢町地内から若宮町地内において、沿道の停車需要が少ないことから路肩を縮小するとともに、将来交通量が減少することや自転車交通量が少ないことから歩道幅員を縮小し、総幅員を 15m から 12m に変更する。また、名称を「3・5・6 号恵比寿通り線」から「3・5・29 号恵

比寿通り線」に変更し、併せて、車線数を決定する。

3・5・3 号中央大通り線については、沿線に歴史・文化的に価値のある建物が多く存在しており、道路整備により歴史・文化的資源やまちなみ景観の喪失の懸念されるため、鶴来本町二丁目地内から鶴来本町一丁目地内においては道路線形の変更、鶴来新町～白山町については区間削除を行う。また、名称を「3・5・3 号中央大通り線」から「3・5・43 号鶴来本町通り線」に変更する。

3・5・10 号金劔線については、鶴来本町地内から鶴来大国町地内において、計画道路にかかる移転物件が多くコミュニティの喪失が懸念されることや、歩行者数が少ないことから、歩道を削除し、総幅員を 12m から現況幅員相当の 8m に変更する。また、名称を「3・5・10 号金劔線」から「3・5・46 号鶴来金劔線」に変更し、併せて、車線数を決定する。

3・5・4 号小学校通り線については、鶴来日吉町地内から鶴来新町地内において、高架部や山地部を通過し拡幅が困難なことや、歩行者数が少ないことから、両側歩道を既存道路に合わせた片側歩道とし、総幅員を 12m から 9.5m に変更する。また、鶴来新町地内において、計画道路が交差点部において右折レーンを有しているが、将来交通量や右折交通量が少ないため右折レーンを廃止し、総幅員を 15m から 12m に変更する。また、名称を「3・5・4 号小学校通り線」から「3・5・47 号鶴来日吉水戸町線」に変更し、併せて、車線数を決定する。

3・6・8 号八ツ矢金石線については、八ツ矢町地内において、北陸本線との立体交差点西側に既存道路があり、副道機能を有していることから、当該路線西側の副道を削除し総幅員を 15m から 12m 変更する。また、新田町地内において、(都)五歩市成線との交差点で海側幹線の供用に伴う右折車の増加が見込まれることから、右折レーンを追加するとともに、現況道路の線形に合わせた線形変更を行う。宮永町地内において、道路ネットワークが寸断していることから道路網の形成を図るため、(都)横江松本線まで延伸する。また、名称を「3・6・8 号八ツ矢金石線」から「3・6・48 号宮永八ツ矢線」に変更し、併せて、車線数を決定する。

7・7・3 号鶴来新町白山線については、鶴来新町地内から白山町地内において、門前町として栄えた鶴来地域の中心部を通過する路線であり、道路ネットワークを形成する上で必要な路線であることから、現況道路に合わせて新規に決定する。

3・4・3 号美川大橋松本線については、石立町地内から松本町地内において、3・5・15 号石立松本線の一部を統合し、3・3・3 号横江松本線まで区間を延伸する。また、名称を「3・4・3 号美川大橋松本線」から「3・4・19 号松本美川大橋線」に変更し、併せて、車線数を決定する。

3・4・17 号美川大橋水島線については、末正町地内から美川南町地内において、3・4・5 号美川大橋水島線と統合し、区間を延伸する。また、名称を「3・4・17 号美川大橋水島線」から「3・4・22 号水島美川大橋線」に変更し、併せて、車線数を決定する。

3・5・15 号石立松本線については 3・3・22 号横江徳光線、3・4・3 号美川大橋松本線に、3・4・5 号美川大橋水島線については 3・4・22 号水島美川大橋線に統合する。

その他、3・3・4 号末松徳光線ほか 16 路線については、白山都市計画道路の見直しに伴い、名称の変更、起終点町名の変更、車線数決定のいずれかを行うものである。